

書かない✕確定申告

マイナンバーカードで

自宅からe-Tax

メリット たくさん♪

自宅から
申告可能



24時間
利用可能



※メンテナンス時間を除きます

受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

早期還付
(3週間程度で還付)



※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

すでに



約4人中3人が

e-Taxで
申告しています!!

スマホでも
できちゃう♪

✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

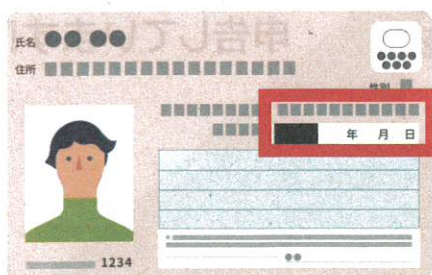


- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ ※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6～16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続きをお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

※ご利用には、マイナポータルからスマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が必要です。

令和7年分確定申告から、
iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカード
の詳細はこちら



読取不要 /



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、
メニューから選択いただくと、
税務職員ふたばが自動で回答

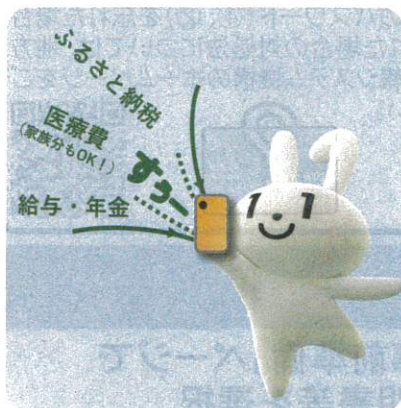


確定申告は マイナポータル連携に お任せください

利用者
**300万人を
突破！！**



マイナポータル連携には こんなメリットが...



医療費の領収書等の
**収集や集計が
不要**



確定申告書の
該当項目へ
自動入力



書類の
**管理・保管が
不要**

- ✓ 書類を集める手間が省けて、時間が短縮できた
- ✓ 自動入力されるので入力ミスがなくなり、安心できた
- ✓ 昨年、連携の事前準備をしていたので、今年は、よりスムーズだった

利用した方から
感動の声も続々！



マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票※1
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座年間取引報告書

※1 自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

※2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書を取得することができます。

控除関係

- ・ 医療費※2
- ・ ふるさと納税
- ・ 社会保険(国民年金保険料 等)※2
- ・ 生命保険・地震保険※2
- ・ iDeCo
- ・ 住宅ローン控除関係

など

令和8年1月以降、収入関係については、「生命保険契約等の一時金・年金」及び「損害保険契約等の満期返戻金等・年金」(それぞれ対応する保険会社に限ります)が、控除関係については、ふるさと納税以外の一部の寄附金が、新たにマイナポータル連携の対象となる予定です。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

マイナポータル連携
の詳細はこちら



連携に対応している
証明書発行企業等はこちら



代理人登録の
詳細はこちら



マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です

💡 手順に時間がかかる場合がありますので **お早めの準備**をお願いします

事前準備の詳細は
国税庁HPを
ご確認ください



事前準備に必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
※ スマートフォンのマイナンバーカードも利用できます
- ✓ マイナンバーカードのパスワード
① 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
② 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
③ 券面事項入力補助用のパスワード(数字4桁)
※ ②、③は取得する証明書等に応じて必要となります

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されます。お早めに更新手続きをお願いします。

>有効期限や更新手続き等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。



電子証明書のパスワード(①、②)を忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



事前準備の流れ

1 マイナポータルで利用者登録 2 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします

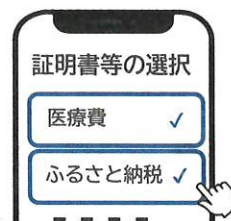
マイナポータルアプリをインストール



利用者登録はこちら



マイナポータル



3 マイナポータルと民間送達サービス・e-Tax・ねんきんネットを連携

取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービスなどを連携します

マイナポータル



連携



民間送達サービス

(e-私書箱、MyPost、民間送達・e-Tax連携サービス)

※「民間送達サービス」とは、インターネット上に自分専用のポストを作り、自分宛のメッセージやレターを受け取ることができるサービスです



e-Tax



ねんきんネット

4 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

証明書等の電子交付サービスの利用登録や電子交付への同意を行い、企業との連携を行います

※ 手続完了まで数日かかる場合があります

民間送達サービス



連携

証明書等を発行する企業



保険会社やふるさと納税ポータルサイト事業者など

5 e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を取得する場合は、e-Taxのマイページで情報取得希望の登録等を行います



動画で見る確定申告

マイナポータル連携の事前準備の方法などを動画でご案内しています。



事前準備が完了したら..

確定申告書等作成コーナーで自宅からマイナンバーカードでe-Tax!



事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を

従業員の方の

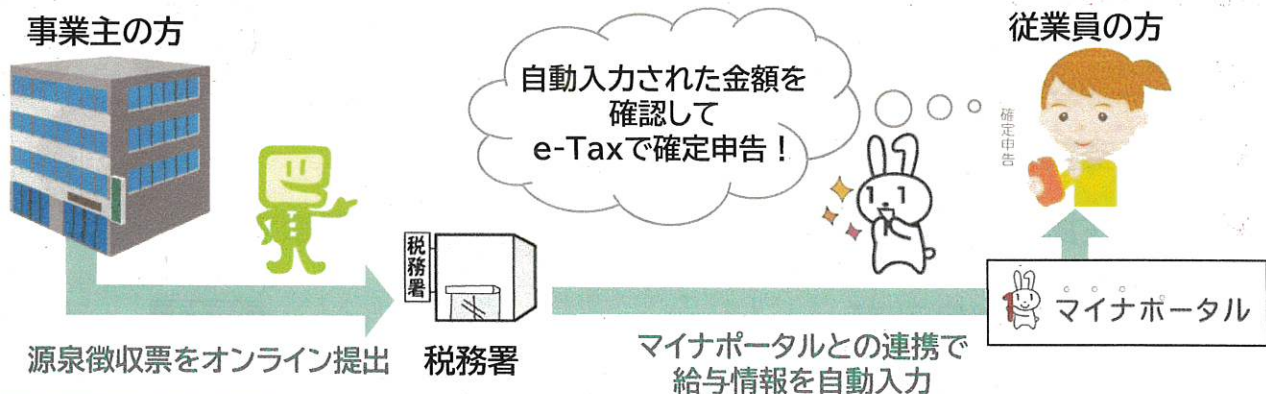
オンライン提出すると…

確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまへのお願い

皆さまが、**給与所得の源泉徴収票をオンライン提出**すると、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、
オンライン提出をお願いします！



オンライン提出のポイント

- ☞ 事業主の皆さまから**オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。
税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力
の対象**となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合
が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）

- ☞ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方の
マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等**については、記載誤りや不足・不備が無い
ようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



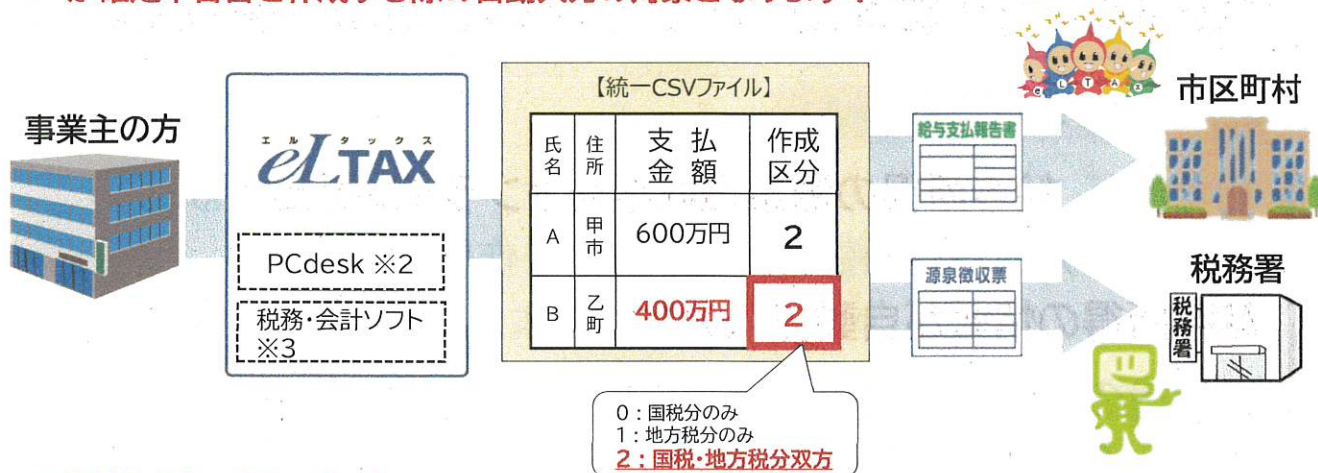
(国税庁ホームページ)

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

オススメ！

☞ 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1

☞ また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- ✓ 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- ✓ 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- ✓ 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

コスト
削減

負担
軽減

便利

※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、**税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす**こととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、**基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に**変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 給与支払報告書についても同様にeLTAX等で提出する必要があります。

詳しい内容はこちら



(国税庁ホームページ)

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



(e-Taxホームページ)